

# 平成25年度県税の課税標準および税率一覧表

(26. 3. 31 現在)

税目	課税標準	税率	納期
県民税	<p>個人</p> <p>○均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に住所を有する個人</li> <li>・ 県内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所または家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者</li> </ul> <p>○所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に住所を有する個人の前年中課税所得金額</li> </ul> <p>法人</p> <p>○均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に事務所、事業所または寮等を有する法人および法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</li> </ul>	<p style="text-align: center;">1, 000円</p> <p style="text-align: center;">課税所得金額の4/100</p> <p>1  次に掲げる法人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア  法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ  人格のない社団等</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ  一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">エ  保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p style="padding-left: 2em;">オ  資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもの 年額2万円</p> <p style="padding-left: 2em;">2  資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの 年額5万円</p> <p style="padding-left: 2em;">3  資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額13万円</p> <p style="padding-left: 2em;">4  資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50</p>	<p>(1)賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と合わせて行う。</p> <p>(2)納付（納入）期限は市町村民税と同じ。</p> <p>(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p> <p>(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）</p> <p>(3)清算法人（平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人に限る。） (イ)各事業年度終了の日から2月以内 (ロ)残余財産一部分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内（その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときは、その分配の日の前日まで）</p> <p>(4)公共法人および公益法人等で収益事業を行わないもの 4月30日まで</p>

	<p>億円以下であるもの 年額54万円</p> <p>5 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超える もの 年額80万円</p> <p>○法人税割 県内に事務所または事業所を有する法人の法人税額または個別帰属法人税額</p>	<p>5. 8/100 (資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額または個別帰属法人税額が1,000万円以下の法人にあっては、5/100)</p>	
	<p>利子割 支払を受ける利子等の額</p> <p>配当割 支払を受ける配当等の額</p> <p>株式等譲渡所得割 支払を受ける株式等譲渡益の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p> <p>配当等の額の5/100</p> <p>株式等譲渡益の額の5/100</p>	<p>金融機関などが毎月分を翌月10日までに申告納入</p> <p>株式会社などが毎月分を翌月10日までに申告納入（源泉徴収口座を利用する場合は、証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し、翌年の1月10日までに申告納入）</p> <p>証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し翌年の1月10日までに申告納入</p>
事業税	<p>個人 前年中の所得 (事業税の各種控除した後の金額)</p>	<p>第1種 課税所得の 5/100 第2種 課税所得の 4/100 第3種 (次に掲げるものを除く) 5/100 あん摩業等 3/100</p>	<p>個人 1期 8月31日まで 2期 11月30日まで</p>

税目	課税標準	税率	納期
事業税	法人 ○外形標準課税法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人） 各事業年度の付加価値額、資本金等の額ならびに所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の付加価値額 0.48/100 各事業年度の資本金等の額 0.2/100 各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 1.5/100 (3.8/100) 年400万円を超え年800万円以下の金額 2.2/100 (5.5/100) 年800万円を超える金額および清算所得 2.9/100 (7.2/100) (3以上の都道府県において事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律2.9/100 (7.2/100) )	(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）
	○特別法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100 (5/100) 年400万円を超える金額および清算所得 3.6/100 (6.6/100) (3以上の都道府県において事務所等設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得および清算所得にあつては、一律3.6/100 (6.6/100) )	(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）
	○特別法人および外形標準課税法人以外の法人 各事業年度の所得および清算所得（電気供給業、ガス供給業および保険業に係るものを除く。）	各事業年度の所得または清算所得のうち年400万円以下の金額 2.7/100 (5/100) 年400万円を超え800万円以下の金額 4/100 (7.3/100) 年800万円を超える金額および清算所得 5.3/100 (9.6/100) (資本金等の額が1,000万円以上で3以上の都道府県において事業所等を有する法人の所得および清算所得にあつては、一律5.3/100 (9.6/100) )	(3)清算法人（平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人に限る。） (イ)事業年度終了の日から2月以内 (ロ)残余財産の一部の分配または引渡しの日の前日まで (ハ)残余財産確定の日から1月以内（その日までに残余財産の最後の分配または引渡しを行うときはその行われる日の前日まで）
	○収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業および保険業を行う法人） 電気供給業、ガス供給業および保険業に係る各事業年度の収入金額	収入金額 0.7/100 (1.3/100)	

※ 平成20年9月30日以前に開始する事業年度に係る所得および同日以前の解散に係る清算所得については、（ ）内の税率を適用する。

※ 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税を適用する。

税目	課税標準	税 率				納 期
地方消費税	譲渡割 国内取引に係る消費税額	消費税額の25/100 (消費税率換算で1%)				国(税務署)において、消費税の例により、消費税と併せて行う  国(税関)において、消費税の例により、消費税と併せて行う
	貨物割 輸入取引に係る消費税額					
不動産取得税	不動産の 価格	不動産の 種類	土 地	家 屋		随時 (知事が納税通知書に定めるところによる)
		不動産の 取得日		住宅	住宅以外の 家屋	
		～ H15. 3. 31	4/100		4/100	
		H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31	3/100 H27. 3. 31 まで	3/100 H27. 3. 31 まで	3/100	
		H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31			3. 5/100	
H20. 4. 1～	4/100					
県たばこ税	売渡しまたは消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき (旧3級品1,000本につき	860円 411円)			毎月分を翌月末まで

税目	課税標準	税率	納期					
ゴルフ場利用税	定額課税 利用人員	ゴルフ場 1人1日につき			前月分を 毎月15日まで			
		1 級	1,200円					
		2 級	1,150円					
		3 級	1,080円					
		4 級	1,010円					
		5 級	940円					
		6 級	870円					
		7 級	800円					
		8 級	730円					
		9 級	660円					
		10 級	590円					
自動車税	自動車の 台数	区 分		年 税 額		5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴 収)		
		車 種 別		自家用	営業用			
		乗用車	総排気量	1.0L以下	29,500		7,500	
			1.0L超	～ 1.5L以下	34,500		8,500	
			1.5L超	～ 2.0L以下	39,500		9,500	
			2.0L超	～ 2.5L以下	45,000		13,800	
			2.5L超	～ 3.0L以下	51,000		15,700	
			3.0L超	～ 3.5L以下	58,000		17,900	
			3.5L超	～ 4.0L以下	66,500		20,500	
			4.0L超	～ 4.5L以下	76,500		23,600	
			4.5L超	～ 6.0L以下	88,000		27,200	
		6.0L超	～	111,000	40,700			
		普通トラック	最大積載量	1 t以下	8,000		6,500	
			1 t 超	～ 2 t以下	11,500		9,000	
			2 t 超	～ 3 t以下	16,000		12,000	
3 t 超	～ 4 t以下		20,500	15,000				
4 t 超	～ 5 t以下		25,500	18,500				
5 t 超	～ 6 t以下		30,000	22,000				
6 t 超	～ 7 t以下		35,000	25,500				
7 t 超	～ 8 t以下		40,500	29,500				
8 t 超	～ 9 t以下		46,800	34,200				
9 t 超	～ 10t以下		53,100	38,900				
10 t 超	～ 11t以下	59,400	43,600					
11 t 超	～ 12t以下	65,700	48,300					
以後 1 t まで増すごとに自家用6,300円、営業用4,700円 を加算した額								
貨客兼用車	最大積載量 1 t 以下	排気量 1.0L以下	13,200	10,200				
		1.0L超～1.5L以下	14,300	11,200				
		1.5L超	16,000	12,800				
	最大積載量 1 t 超	排気量 1.0L以下	16,700	12,700				
1.0L超～1.5L以下		17,800	13,700					
1.5L超	19,500	15,300						

税目	課税標準	税		率		納 期			
自動車税	自動車の台数	けん引車		普通	20,600	15,100	5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴収)		
				小型	10,200	7,500			
		被けん引車	普通最大積載量	8t以下		10,200		7,500	
				8t超～9t以下		15,300		11,300	
				9t超～10t以下		20,400		15,100	
				10t超～11t以下		25,500		18,900	
				11t超～12t以下		30,600		22,700	
				12t超～13t以下		35,700		26,500	
				13t超～14t以下		40,800		30,300	
				14t超～15t以下		45,900		34,100	
				15t超～16t以下		51,000		37,900	
				16t超～17t以下		56,100		41,700	
				17t超～18t以下		61,200		45,500	
				18t超～19t以下		66,300		49,300	
				19t超～20t以下		71,400		53,100	
				20t超～21t以下		76,500		56,900	
		以後1tまで増すごとに自家用5,100円、営業用3,800円を加算した額							
				小 型		5,300		3,900	
		(一般乗用バス)	定員30人以下			12,000		12,000	
			30人超～40人以下			14,500		14,500	
			40人超～50人以下			17,500		17,500	
			50人超～60人以下			20,000		20,000	
			60人超～70人以下			22,500		22,500	
70人超～80人以下			25,500	25,500					
80人超			29,000	29,000					
バス(その他)	定員30人以下			33,000	26,500				
	30人超～40人以下			41,000	32,000				
	40人超～50人以下			49,000	38,000				
	50人超～60人以下			57,000	44,000				
	60人超～70人以下			65,500	50,500				
	70人超～80人以下			74,000	57,000				
	80人超			83,000	64,000				
三輪の小型自動車				6,000	4,500				
三輪のけん引車				5,300	3,900				
小型自動車に属する被けん引車				5,300	3,900				
特種	霊柩車	普通		17,000	12,500				
		小型		10,000	7,500				
	その他 (タンク車等を除く)	普通		25,500	18,500				
		小型三輪		12,000	9,000				
				6,000	4,500				
(注) 積雪地域として特に県で指定した地域の自動車に対しては、上記年税額に次の割合を乗じた額となります。 運行できない期間 2月以上3月未満 10分の8.5									

税目	課税標準	税 率	納 期
鉦 区 税	鉦区の面積	(1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油または可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 (1)のそれぞれ3分の2の税率 (3) 砂鉦を目地とする鉦業権の鉦区 面積100アールごとに 年額200円	5月31日まで
狩 猟 税	狩猟者登録件数	(1) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に規定する以外のもの 16,500円 (2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 (3) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4) 網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 (5) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	狩猟者の登録を受ける日(証紙徴収)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	1期 4月末日まで 2期 7月末日まで 3期 12月末日まで 4期 2月末日まで
自 動 車 取 得 税	自動車取得価額 (取得価額が50万円以下免税)	自家用 5/100 営業用 3/100 軽自動車 3/100 特殊自動車と2輪自動車を除く自動車に課税	登録、届出時(証紙による)
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者からの引取の数量	軽油1キロリットルにつき 32,100円	毎月分を翌月末日まで

核燃料税	価額割 発電用原子炉に 挿入された核燃 料の価額	価額の8.5/100	核燃料を挿入した 日(定期検査の期間 内に行われた場合 は、当該定期検査が 終了した日)の属す る月の翌月末日ま で
	出力割 発電用原子炉の 熱出力	熱出力1,000キロワットにつき 45,750円	毎年6月、9月、12 月、3月の末日の翌 日から起算して2月 以内

税目	課税標準	税率	納期
地 方 法 人 特 別 税	法人事業税の所得割額 または収入割額	外形標準課税法人 所得割額の148/100 所得金額課税法人 所得割額の 81/100 収入金額課税法人 収入割額の 81/100	法人事業税の申告と併せて 納付する。

※ 課税標準となる「所得割額または収入割額」は、課税免除、不均一課税、仮装経理控除、租税条約控除  
または減免の適用を受けている場合は、これらの適用を受ける前の額による。



## 自動車税のグリーン化および自動車取得税の低燃費車特例等

### 1 自動車税

自動車税について、排気ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税込中立を前提に講ずる。

#### 環境負荷の小さい自動車（軽課）

平成22・23年度に登録した次の自動車は、翌年度の自動車税が次のとおり軽減される。

対 象 自 動 車	軽課措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車 「★★★★」かつ「平成27年度燃費基準+25%以上達成」	おおむね50%軽減

（注1）「燃費基準+25%達成」：2010年（ディーゼル車については2005年）に達成するべき燃費基準を25%以上上回る性能を許すもの

（注2）「★★★★」：平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能のよい自動車

平成24・25年度に登録した次の自動車は、翌年度の自動車税が次のとおり軽減される。

対 象 自 動 車	軽課措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車 「★★★★」かつ「平成27年度燃費基準+25%以上達成」 （※平成22年度燃費基準+50%達成）	おおむね50%軽減
「★★★★」かつ「平成27年度燃費基準+10%以上達成」 （※平成22年度燃費基準+38%達成）	
「★★★★」かつ「平成27年度燃費基準達成」 （※平成22年度燃費基準+25%達成）	おおむね25%軽減

（注3）「★★★★」：平成17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能のよい自動車。

（注4）平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用

#### 環境負荷の大きい自動車（重課）

対 象 自 動 車	重課措置
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	おおむね10%重課
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車（LPG車を含む）	

（注）電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

## 2 自動車取得税

自動車取得税について、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、以下のとおり軽減措置がある。

平成25年度 自動車取得税の軽減特例一覧				
	軽減対象車	軽減の状況	軽減期間	
新車	電気自動車 ・天然ガス自動車 「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」 ・プラグインハイブリッド自動車 ・乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準+20%以上達成」(ガソリン車に限る) ・2.5t超3.5t以下のバス・トラックで★★★★(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」 ・3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」 ・ディーゼル自動車(乗用車に限る)で「21年排出ガス規制適合」 ・乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」(ガソリン車に限る)	免除		
	2.5t超3.5t以下のバス・トラック	「★★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」 「★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス規制適合」)かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」	税率75%軽減	H24.4.1～ H27.3.31
	3.5t超のディーゼル車のバス・トラック	「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」 「21年排出ガス規制適合」かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」		
	乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準達成」(ガソリン車に限る)			
	2.5t超3.5t以下のバス・トラック	「★★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準達成」 「★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス規制適合」)かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」	税率50%軽減	
	3.5t超のディーゼル車のバス・トラック	「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準達成」 「21年排出ガス規制適合」かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」		
	中古車	電気自動車 ・天然ガス自動車 「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」 ・プラグインハイブリッド自動車 ・乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準+20%以上達成」(ガソリン車に限る)注1 ・2.5t超3.5t以下のバス・トラックで★★★★(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」(ガソリン車に限る) ・3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」(ハイブリッド車に限る) ・ディーゼル自動車(乗用車に限る)で「21年排出ガス規制適合」 ・乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」(ガソリン車に限る)注2	取得価格から45万円控除	
2.5t超3.5t以下のバス・トラック(ガソリン車に限る)		「★★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」 「★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス規制適合」)かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」	取得価格から30万円控除	H24.4.1～ H27.3.31
3.5t超のディーゼル車のバス・トラック(ハイブリッド車に限る)		「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」 「21年排出ガス規制適合」かつ「27年度燃費基準+10%以上達成」		
乗用車および2.5t以下のバス・トラックで★★★★かつ「27年度燃費基準達成」(ガソリン車に限る)注3				
2.5t超3.5t以下のバス・トラック(ガソリン車に限る)		「★★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」)かつ「27年度燃費基準達成」 「★★★」(ディーゼル車の場合は、「21年排出ガス規制適合」)かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」	取得価格から15万円控除	
3.5t超のディーゼル車のバス・トラック(ハイブリッド車に限る)		「21年排出ガス基準値より10%以上Noxを低減」かつ「27年度燃費基準達成」 「21年排出ガス規制適合」かつ「27年度燃費基準+5%以上達成」		